

令和5年度

第2回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

令和5年8月23日

開会

令和5年8月23日

閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和5年8月23日（水）

午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第4号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)
第4 認定第1号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の
認定について
第5 報告第1号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費
繰越計算書の報告について
第6 報告第2号 令和4年度定例事務監査結果報告について
第7 報告第3号～第9号 例月現金出納検査の結果報告について
第8 一般質問

本日の会議に付した事件 (議事日程のとおり)

出席議員（11名）

1番	伊 禮 悟	議員	8番	屋 富 祖 功	議員
2番	上 地 崇	議員	9番	伊 佐 哲 雄	議員
3番	栄 野 比 和 光	議員	11番	又 吉 亮	議員
4番	喜 友 名 秀 樹	議員	12番	宮 城 政 司	議員
5番	桑 江 直 哉	議員	14番	照 屋 正 治	議員
6番	小 谷 良 博	議員			

欠席議員（3名）

7番	町 田 裕 介	議員	13番	高 安 克 成	議員
10番	棚 原 明	議員			

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	桑 江 朝千夫	次 長 兼 業 務 第 一 課 長	宮 里 学
副 管 理 者	松 川 正 則	総 務 課 長	天 貝 壽 也
副 管 理 者	渡久地 政 志	総 務 課 主 幹	辺 士 名 俊 明
事 務 局 長	山 城 満	業 務 第 二 課 長	町 田 洋 人

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総 務 係 長	大 城 和 佳	総 務 課 主 査	岡 本 昂 之
---------	---------	-----------	---------

○栄野比和光 議長

ただ今より、令和5年度第2回倉浜衛生施設組合議会(定例会)を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

町田裕介議員、棚原明議員より欠席の届け出があります。

桑江直哉議員より遅刻の連絡があります。

定足数に達しております。会議は有効でございますので、本日の会議を開きます。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

桑江朝千夫 管理者。

○桑江朝千夫 管理者

こんにちは。

令和5年度 第2回倉浜衛生施設組合議会 定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、定例会を招集しましたところ、お繰り合わせいただき、ご出席を賜りましたことに感謝申し上げます。

さて、今週金曜日25日からFIBAバスケットボールワールドカップが開催をされます。奇しくもこの倉浜衛生施設組合の構成市町が支援協力市町となっております。

また、議してこの中部としても盛り上げていただきたいと思いますと思っております。

議員諸賢にいたしましても是非とも各地で行われるサテライト、パブリックビューイング等、地域、地域で盛り上げていただければ幸いと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今定例会に上程しております、案件につきましては、

『議案第4号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)』、

『認定第1号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について』、

『報告第1号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について』の3件となっております。

内容につきましては、事務局の方から、ご説明させていただきたいと思います。

なにとぞ慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において小谷良博議員、伊佐哲雄議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日8月23日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日8月23日の1日間と決定いたしました。

次に、日程第3に入る前に、令和5年8月14日開催の議会全員協議会において、伊佐哲雄議員、桑江直哉議員より、資料要求がございました。

本件に関し「議案説明資料(追加)」を、お手元に配布してございますので、ご確認をお願いいたします。

日程第3、議案第4号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城満 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第4号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年8月23日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,622万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,047万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年8月23日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

債務負担行為の説明をさせていただきます。

議案の4ページ、5ページとなっております。

まず、4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。主なものをご説明させていただきます。

年度をまたいで継続的に廃棄物処理運転を行う為に必要な薬品、燃料、点検業務、勤怠管理システムなどとなっており、一番下の行が薬品等購入費、限度額2億1,991万1,000円。

続きまして、5ページをお願いいたします。1行目燃料等購入費、限度額1億7,318万4,000

円。

続きまして、その下光熱水費 電気料金、限度額3,443万円。薬品、燃料、光熱水費については、物価高などの影響をうけ、価格が上昇しており、昨年度令和4年度の債務負担行為計上額と比較して、薬品等購入費が約10%、燃料等購入費は約30%、光熱水費 電気料金は約35%増額しております。

次のページをお願いいたします。

補正予算第2号に関する説明書の中から主なものを説明させていただきます。

説明書の3ページをお開きください。歳入でございます。

5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額3,660万6,000円の減につきましては、歳入歳出補正財源調整減額分を基金へ繰り戻すものでございます。

また、2目地域還元対応基金繰入金の補正額1億5,109万7,000円の増でございます。これは基金対象団体である池原自治会、登川自治会から倉浜衛生施設組合地域還元対応基金条例に基づく周辺地域環境整備等事業に要望があるため、計上するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

6款1項1目繰越金の補正額1億1,043万円の増につきましては、令和4年度の決算剰余金を繰り越すものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

7款3項1目雑入の説明欄1. 全国都市清掃会議廃棄物プラント保険金、補正額129万9,000円の増となっております。こちらは熱回収施設1号給じん装置のインバータ制御盤の復旧費用にかかる保険金となっております。

次に、6ページ目をお願いいたします。こちらから歳出となっております。

今回の補正については、各課共通しているものが1節報酬、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費、8節旅費の費用弁償を含む人件費につきましては、4月1日付け人事異動に伴うものが主なものとなっております。

それでは、主な歳出を説明させていただきます。

2款1項1目一般管理費の補正額は1億8,865万2,000円の増となっております。

主な増の要因は、18節負担金・補助金及び交付金のうち1億5,109万7,000円の増となっております。これが池原、登川両自治会へ地域還元対応基金として支出するものであります。その基金の主な内容につきましては、登川自治会が自治会建物内の舞台緞帳の整備、池原自治会が自治会隣接地へ駐車場整備を予定しているものであります。登川自治会が73万7,000円、池原自治会が1億5,036万円となっております。

そのほか24節積立金の5,521万5,000円の増につきましては、令和4年度の決算剰余金の2分の1以上を当該基金へ積み立てるものでございます。

次、7ページをお願いいたします。

3款1項1目塵芥処理場費(熱回収施設)の補正額が3,807万円の増となっております。主なものとしては10節需用費の燃料費2,759万4,000円の増となっており、こちらは液化酸素の購入

単価が1リットル当たり150円から270円に大幅に増になったことによるものです。

次に、8ページをお願いいたします。

3款1項2目塵芥処理場費(リサイクルセンター)の補正額、577万3,000円の増となっております。こちらの増の主なものは人事異動に伴うもののほか、12節委託料の可燃性ガス検知器警報器保守点検業務委託43万4,000円の増となっております。これまで県内に常駐している技術者により点検業務を行っていましたが、今年度令和5年度に入り点検作業技術者が県内に常駐していないことから、県外からの旅費などが増になっているものであります。

次に、9ページをお願いいたします。

3款1項3目最終処分場費の補正額は49万3,000円の増となっております。これも増額の主なものが人事異動に伴うもののほか、12節委託料の高度処理設備点検整備業務委託120万6,000円の減となっております。こちらは契約差額の減であります。

続きまして同ページ、9ページの3款1項4目し尿処理場費の補正額は676万8,000円の減となっており、減の要因としては、10節需用費の消耗品費の684万8,000円の減となっておりまして、これが薬品使用見込み量の減によるものであります。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

こんにちは。沖縄市の喜友名でございます。1点だけ確認させていただきたいと思います。補正予算同議案について、説明資料の6ページ、2款1項1目の一般管理費18節の説明2の地域還元対応補助金1億5,109万7,000円についてご質疑させていただきたいと思います。

例規集のほうにも基金の条例についてございますけれども、本議会において、この基金の繰り出し、支出についてですね、どのようにして判断するかというところを確認させていただきたいんですけれども、例えば登川、池原自治会、そういったところからも一自治会長からのお話なのか、それとも地域で総会で決議をされてそういった事務手続き上、組合にどのような流れになっているのかを確認させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

天貝壽也 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。対象団体でございます。池原自治会、登川自治会、倉敷ダム流域振興促進協議会等から補助金の活用要望があった場合につきましては、倉浜衛生施設組合地域還元対応基金の取扱いに関する要綱に基づき手続きを進めてまいります。

当該要綱において、各団体が沖縄市及び倉浜衛生施設組合と協議を行った上で、事業を

決定してございます。

なお、その手続きの中で地域からの合意は得ているかという確認も行っておりまして、今回、基金を使用する池原自治会及び登川自治会については、総会や評議委員会において、承認を得ていると伺っております。以上です。

○喜友名秀樹 議員

以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第4号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、認定第1号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城満 事務局長。

○山城満 事務局長

認定第1号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めます。

令和5年8月23日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

それでは主な事項について決算書でご説明させていただきます。決算書認定の書類3枚めくっていただきまして、2ページ、3ページをお開きください。

一般会計の歳入決算書の歳入合計欄をご覧ください。

予算現額の33億6,499万2,000円。調定額及び収入済額はそれぞれ34億3,322万3,080円。不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との比較は6,823万1,080円となっております。

予算現額と収入済額との比較で主な内容につきましては、2款1項手数料の293万4,812円の内訳としては、事業系ごみ搬入量の増加に伴ってごみ処理手数料が増加したものでございます。

また、7款3項雑入6,652万32円のうち増加した内訳としましては、発電量が見込みより大きかったことにより、売電料の増が848万9,691円、あとペットボトルの買い取り価格の上昇に伴い、増加した有償入札払出金の増として5,732万4,812円が主なものとなっております。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

一般会計歳出決算書の歳出合計欄をご覧ください。

予算現額が33億6,499万2,000円。支出済額32億7,722万8,188円。翌年度の繰越額は4,556万3,000円。なお、不用額は4,220万812円となっており、予算現額と支出済額との比較が8,776万3,812円となっております。

不用額の4,220万812円のうち、3款1項清掃費の不用額2,505万1,663円の主なものは、熱回収施設、リサイクルセンター、最終処分場、し尿処理場の各施設の消耗品費や修繕費などの契約差額金であります。これは緊急的な修繕などに備えていたもので、今回、緊急的な支出として大きなものがなく不用額となっております。

あと5款1項予備費の不用額につきましては、予算現額と同額の1,500万円となっております。

次に、47ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となっております。歳入総額から歳出総額を差し引きました額、歳入歳出差引額は1億5,599万4,892円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源が4,556万3,000円となっており、それを差し引きますと実質収支額としては、1億1,043万1,892円となっております。

次に、48ページをお願いいたします。

財産に関する調書の1.公有財産でございますが、決算年度中の土地の増減はございませんでした。建物につきましては、上から2段目のし尿処理施設1,159.19㎡が処理棟の解体に伴いまして、減となっております。そのほかの区分に増減はございません。

次、49ページをお願いいたします。

2の物品となっております。3段目の特殊自動車として、新たに動力清掃車などを購入したことにより、増となっております。

次に、50ページをお願いいたします。

財産に関する調書の3.基金でございます。1.財政調整基金の決算年度中増減高につきましては、2億9,163万9,021円の増となり、決算年度末現在高は6億4,787万469円となっております。

2.地域還元対応基金の決算年度中の増減高につきましては、798万6,000円の減であります。決算年度末現在高は3億7,001万4,000円となっております。

3.最終処分場整備等基金の決算年度中の増減高につきましては、1,727万8,405円の減と

なり、決算年度末現在高は6億1,441万9,279円となっております。

以上が決算認定の説明でございます。なお、令和4年度決算認定にかかる資料といたしまして、別冊で令和4年度一般会計歳入歳出認定資料、令和4年度一般会計歳入歳出決算審査意見書、令和4年度主要な施策の成果を説明する書類を配布しております。あわせてご参照のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより認定第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。認定第1号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定いたしました。

日程第5、報告第1号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城満 事務局長。

○山城満 事務局長

報告第1号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

令和5年8月23日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

3款衛生費、1項清掃費、事業名、熱回収施設、インバータ(11台)購入の繰越額203万6,000円。次にバケット油圧シリンダー購入の繰越額172万7,000円。次に受入供給設備修繕整備(ごみクレーンK1,K2)の繰越額2,629万円。

続きまして、リサイクルセンターの不燃性粗大ごみ粗破碎機No.2油圧ポンプ購入の繰越額が1,551万円の合計4件4,556万3,000円となっております。

令和5年5月31日 調製

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

歳入歳出内訳の資料となっております。

繰越の主な理由としましては、上から3段目の受入供給設備修繕整備がコロナの影響により、県外から技術者が派遣出来なかったことによるものであります。

そのほかの3件につきましては、これもコロナの影響により、半導体の供給不足により、部品の納期遅れが生じたことが主な理由となっております。

以上が報告第1号でございます。よろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○柴野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。以上でございます。

日程第6、報告第2号 令和4年度定例事務監査結果報告について、議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第7、報告第3号～報告第9号 例月現金出納検査の結果報告について、議題といたします。

本件につきましても、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第8、一般質問に入ります。

お手元に配布してあります一般質問通告書について、8月18日の通告締め切りまでに、1名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されております。質問制限時間は20分以内で、一問一答方式となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

屋富祖功 議員の一般質問をお願いいたします。

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

よろしくお願いいたします。今回一般質問は私 1 人ということですね、ごみ問題の法律に関することを結構今回はご質問したいと思います。

質問事項1. ごみ問題に関する法律についてでございますけれども、まず、ごみ問題と言っても大まかにですね、どういったことなのかというのを今日質問の中でいろいろ確認の意味も

含めてやっていきたいと思っています。

一般ごみや産業ごみ、災害ごみに関する問題、不法投棄による環境汚染の問題、焼却や埋め立てが追いつかない問題、ごみ処分場の新造設備に伴う近隣住民の反対などの問題を称してごみ問題と言われております。

国民のごみに関するルールを守る上でも幅広く法律がありますが、当組合の役割の確認の意味で質問いたします。

(1)循環型社会形成推進基本法について、①法の概要をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

屋富祖議員の一般質問にお答えします。循環型社会形成推進基本法については、廃棄物の発生量が高水準で推移していることや、不法投棄が増大していることなど、廃棄物に関するこれらの問題解決のため、「大量生産・大量消費・大量破棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成にむけ、実効ある取組の推進を図ることが目的となっております。

○栄野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ご答弁ありがとうございます。②本組合の取り組み状況をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。本組合の取り組み状況として、各構成市町から排出された、かん、びん、ペットボトル、紙類、草木類を資源ごみとして再生利用しているところであります。

また、令和4年度稼働しました、宜野湾清水苑においては、循環型社会形成推進交付金を活用し、学校給食の野菜の切れ端などの調理残渣や汚泥等を再資源化する取り組みとして、脱水汚泥を熱回収施設の助燃剤として有効利用することで、循環型社会形成の推進を図っているところであります。

○栄野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。当組合は2市1町、北谷町、宜野湾市、沖縄市という構成でなっておりますけど、各構成市町にも環境課等の取り組み等があると思いますけど、③で構成市町の取り組み状況をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

構成市町の取り組みにつきましては、構成市町から聞き取りした内容を答弁したいと思います。

沖縄市においては、循環型社会づくりの推進として、市民・事業者に向けごみ分別の周知や指導を行い、ごみの減量化に向けた周知やごみの再資源化を図るとともに、不法投棄防止に向けた啓発活動やパトロール等を通して適正な処理を促していると同っております。

宜野湾市においては、ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動および4Rの推進を、ごみパンフレット・ポスターの作成配布や、市ホームページ等にて周知していると同っております。

具体的には、これまでのライフスタイルを見直し、ごみの発生・排出抑制に務め、再使用を積極的に行い、再利用として、分別排出・回収、再生品の利用等に協力することの周知・啓発をおこなっており、取り組みの一例として、生ごみのもう一絞り運動等を行っていると同っております。

北谷町におきましては、循環型社会形成推進基本法においては廃棄物処理やリサイクルの取り組みの優先順位を排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分と定めており、ごみの排出抑制を最優先に位置付けされていると同っております。

また、生ごみ処理機の購入助成制度やシルバー人材センターにて草木類の資源化といった取り組み、ごみの有料化事業として、指定ごみ袋の有料化及び粗大ごみ処理券の有料化を行っていると同っております。

○柴野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。今、2市1町の環境課の取り組みお聞きしましたけれども、各々のやっぱりごみ問題に関しては一生懸命取り組んでいるなという答弁を感じました。

続きまして(2)ですけれども、廃棄物処理法についてお伺いいたします。①法の概要をお伺いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。廃棄物処理法につきましては、廃棄物の発生を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としております。

○柴野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

②本組合の取り組み状況をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。本組合の取り組み状況につきましては、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物を適切に処理するために、技術上の基準を遵守するため、関係法令を遵守し市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っております。

○栄野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

③、同じく構成市町の取り組みをお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。構成市町の取り組みですが、まず、沖縄市では、家庭から出る一般廃棄物を対象に、委託している業者 2 社が、門前での回収を基本とし、パッカー車、一部軽トラック、平ボディトラックを用いて収集を行っており、また、分別については、指定ごみ袋を利用する、燃やせるごみ、燃やせない、ごみ透明袋を利用する、かん、びん、紙類、ペットボトル、有害ごみ、草木類、処理券が必要となる粗大ごみに分かれていると伺っております。

宜野湾市においては、「廃棄物処理法」および「宜野湾市廃棄物の減量化の推進および適正処理に関する条例」の規定に基づき、宜野湾市一般廃棄物処理基本計画を策定し、年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化、再利用の推進、収集、運搬および処分等について計画を定めていると伺っております。

北谷町につきましては、ホームページやごみの分け方のパンフレット等で適正処理の方法を告知しており、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、草木と分けて回収を行っており、また、ホームページにて町内の事業所に対して、廃棄物の収集及び運搬を許可業者に委託するように告知していると伺っております。

○栄野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。(3)資源有効活用促進法について、①法の概要をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。「資源有効利用促進法」については、環境への負荷を軽減させることが出来る循環型社会を形成していくために必要な3つの取り組みになります。

まず、1 点目に事業者による製品の回収・再利用の実施などリサイクル対策の強化、2 点目に製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)、3 点目に回収した製品からの部品などの再使用(リユース)のための対策の推進を図るといった取り組みになっております。

これらを、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの取り組みを総合的に推進することを目的としております。

○柴野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

②本組合の取り組み状況をお伺いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

本組合の取り組み状況としましては、対象になる缶類、ペットボトル類について分別し、適正に各専門業者に有価物として売却しております。

○柴野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

③構成市町の取り組みをお伺いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。まず、沖縄市においては、資源ごみの分別収集や生ごみ処理容器等の購入に対する助成、3Rであるリデュース、リユース、リサイクルの啓発を促すために、ハンドブックやチラシ、ホームページ等による各種広報活動に取り組んでいると伺っております。

宜野湾市においては、資源有効利用促進法は、特に事業者に対して3Rであるリデュース、リユース、リサイクルの取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定していることから、宜野湾市一般廃棄物処理基本計画において、事業者の役割として、事業活動によるごみの排出抑制に努め、排出責任者および拡大生産者責任に基づき再使用、再利用を積極的に実践することを周知していると伺っております。

北谷町につきましては、ホームページやごみの分け方のパンフレット等で適正処理の方法を告知していると伺っております。

○柴野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

先ほど本組合の取り組み状況の中で缶類、ペットボトル類を分別して適正に専門業者のほ

うに有価売却しているという話ですけれども、本組合も昨年からですかね、木くずの粉碎機を導入したと思いますけど、これまではこの木くずは委託して約 6,000 万円ぐらいの委託料が出ていたと思います。その本組合としては、この 6,000 万円の経費を削減する意味でも独自で粉碎機 600 万円ぐらいだったと思いますけど、それを導入して、今、木くずを独自で有効活用しているということでもありますけれども、それ以外にでも、資源、これまでは例えば残飯とかでも可燃ごみとして燃やしていたと思いますけれども、そういった残飯のほうも有効活用出来るんじゃないかなと。メタンガスを発酵させたり、堆肥を作ったり、出来ると思うんですね。

それとまた変わるものとして出来るものとしては、家庭から出て来る廃食用油などの活用出来るのではないかと。全国の都道府県でもそういった活用している例があります。レストランとか、学校給食から出る油が主ですけれども、ここで紹介したい例がありまして、東京都のほうでこの廃食用油回収促進にかかる事業というのがあります。読んで紹介したいと思います。東京都は持続可能な航空燃料、飛行機の燃料として(SAF)というそうですが、その原料となる廃食用油の回収の拡大を図り、SAF製造へ繋げるため、新たなサプライズチェーン、構築を後押しすると。廃食用油回収促進にかかる事業を提案している。事業の内容としては、都は協定を締結した事業者とSAFの原料となる廃食用油の回収キャンペーン等を協同で実施することでゼロエミッション東京の実現及び航空業界のカーボンニュートラル推進に貢献していくと。東京都の店舗を借りて、油を回収してリターナブルボトルというものを活用した国内未利用資源、家庭用廃食用油の回収、国内最大規模のSAF製造に向けたリサイクル事業を行っていくと。その事業の主体がですね、大手のイトーヨーカドーであったり、また協同実施者ENEOS株式会社とか、セブン-イレブン・ジャパン、そういった大手の企業さんがそういうふうな取り組みをしていこうという動きをしております。

沖縄市にもですね、そういった廃食用油を活用してバイオディーゼルを作っている会社もあります。

何が言いたいかと申し上げますと、これまで家庭用の廃食用油というのは燃えるごみと一緒に捨てていたものを実際にこれをエネルギーに変えることが出来る。そういった装置を今後検討すべきではないかというふうに本員は思っております。是非、全国のそういった先進地も視察等を行っていただいて、費用対効果もあると思いますけれども、その辺を良く研究してですね、将来のためにも有意義に考えていくべきではないかと思っております。以上です。

続きまして、(4)容器包装リサイクル法(ビン、ペットボトル、紙製、プラスチック製、容器包装等)について伺います。①法の概要をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。容器包装リサイクル法は、一般の家庭でごみとなって排出される商品の容器やびん、ペットボトルなどの包装の原料と資源の有効活用を図ることを目的としております。

○栄野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

②本組合の取り組み状況をお伺いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。本組合の取り組み状況としましては、びん類、ペットボトル類、古紙類を分別し適正に各専門業者に有価物として売却しております。

○柴野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

③構成市町の取り組みをお伺いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。沖縄市におきましては、ハンドブックやホームページ等にて資源ごみについても分別について周知を行っており、収集を行っているものは、びん、ペットボトル、チラシ、パンフレットなどの雑がみとなっており、また、資源ごみの分別について周知を行っていると同っております。

宜野湾市におきましては、家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、回収委託業者へ引き渡しており、また、宜野湾市一般廃棄物処理基本計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出の徹底を進めており、ごみ出しパンフレット等にて資源ごみの出し方等について詳しく周知していると伺っております。

北谷町につきましては、ホームページやごみの分け方のパンフレット等で適正処理の方法を告知しており、ビン、ペットボトル、古紙類については資源ごみとして回収を行っており、また、古紙類を除く紙製、プラスチック、容器包装等は燃やせるごみとして回収していると伺っております。

○柴野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。(5)家電リサイクル法(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)についてお伺いいたします。①法の概要をお伺いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。家電リサイクル法については、一般家庭や事務所から排出されたエアコン、

テレビ、冷蔵庫等から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進することを目的としております。

○栄野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

②本組合の取り組み状況をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。家電リサイクル法対象品については、専門業者が適正処理を行うこととなっております。当組合では、問い合わせがあった場合、適正処理が出来る専門業者へ案内をしております。

○栄野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

③構成市町の取り組み状況をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。まず、沖縄市では、対象家電の処理について、粗大ごみ専用ダイヤルでの受付収集や、その他、指定場所への自己搬入や小売店での引き取りがあり、周知方法につきましては、沖縄市ホームページやごみハンドブックで、リサイクルが義務付けられている旨を周知していると同っております。

宜野湾市では、回収できないごみとしてリサイクルが義務付けられているごみは、ごみ出しパンフレット等にて例示し、指定取引場所への自己搬入か、小売店へ収集運搬の依頼を行うよう周知・案内していると同っております。

北谷町におきましては、ホームページやごみの分け方のパンフレット等で適正処理の方法を告知しており、家電リサイクル法対象品目については、小売店での引き取りまたは指定場所への自己搬入を依頼していると同っております。

○栄野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。(6)食品リサイクル法(食品残渣)についてお伺いします。①法の概要をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。食品リサイクル法は、食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的としております。

○柴野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

②本組合の取り組み状況をお伺いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。食品リサイクル法の対象となる食品残渣につきましては、事業系廃棄物の一部に生ごみとして搬入されることがありますが、家庭ごみと同様に熱回収施設で処理を行っているところであります。

○柴野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。③構成市町の取り組み状況をお伺いいたします。

○柴野比和光 議長

宮里学 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。沖縄市におきましては、再生利用等に取り組む優先順位としまして、①発生抑制、②再生利用、③熱回収、④適正処分とあり、市民向けに発生の抑制の観点から、食品ロスに関する広報をハンドブックやホームページで周知を行っていると同っております。

宜野湾市におきましては、ごみ出しパンフレット等にて、食品ロスについて周知を行い、食べ残しを減らす具体例として 3010 運動、宴会等で、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前になったら、席にもどり料理を楽しむ等を周知していると同っております。

北谷町におきましては、食品残渣については燃やせるごみとして回収しており、また、一部事業所においては食品残渣を養豚業者に引き渡しを行っていると同っております。以上です。

○柴野比和光 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。食品リサイクル法に関しては、2市1町とも可燃ごみとして出しているということなんですけれども、この食品残渣は、約 80%以上が水分だそうです。その水分を含ん

だ残飯を焼却炉で燃やすとなるとやっぱりそれなりのエネルギーが必要かなと思います。それプラスこの残飯の中には塩分がかなり入っていると、この塩分はどういうことを起こすかという、焼却炉の延命化を妨げる。焼却炉を傷めるというデータも出ておりましたので、この辺りをいろんな課題があると思います。ごみを家の前に出す時に、猫とか犬とか、そういった動物があさるというか散らかしたりする課題とかも、いろいろ課題とかもあると思いますけれども、そういった先進地もあるわけですよ。そういったところの取り組み状況をしっかりと勉強していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これを持ちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○栄野比和光 議長

以上をもちまして、屋富祖功 議員の一般質問を終わります。

これにて、日程第8、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩(午後2時58分)

再開(午後2時58分)

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が議決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩(午後2時58分)

再開(午後2時58分)

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和5年度第2回倉浜衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会(午後2時58分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年 10 月 13 日

議

長

桑野 北 和 光

会議録署名議員

小 谷 良 博

会議録署名議員

伊 佐 拓 雄